

子どもたちのインターネット利用 について考える研究会(子どもネット研) 概要ご紹介

2010年5月27日

子どもたちのインターネット利用について
考える研究会事務局

体制

- 2008年4月設立
- 委員(子どもについての専門領域を持つ研究者・教育関係者・保護者)※
 - 漆 紫穂子(品川女子学院校長)
 - 坂元 章(お茶の水女子大学教授) ◎座長
 - 下田 博次(NPO法人青少年メディア研究協会理事長)
 - 新谷 珠恵(社団法人東京都小学校PTA協議会会長)
 - 高橋 正夫(社団法人全国高等学校PTA連合会顧問)
 - 竹島 正(国立精神・神経センター精神保健研究所 精神保健計画部長)
 - 玉田 和恵(江戸川大学准教授)
 - 七海 陽(相模女子大学専任講師)
- 事務局
 - ネットスター株式会社＋ヤフー株式会社

※2010年5月現在

研究成果物イメージと取り組みテーマ

- 報告書＋モデル教材＋啓発セミナー
 - ウェブサイトでの公開、PTA、NPOや行政との共同活動
- 第一期(2008年)提言
 - 「双方向利用型サイトの利用リスク評価モデル」
 - コミュニティサイトに潜む利用リスクのどこに着目すべきか
(保護者・運営事業者向け)
- 第二期(2009年)提言
 - 「段階的利用モデル」
 - 望ましいネットデビューのさせ方(保護者向け)
 - 「フィルタリング以前」も含め、使わせ方の順序・内容を整理

子どもネット研と保護者フィルタリング研

- 設立のねらいや役割は同等
 - いずれも活動主眼は、子どものネット利用問題解決の主演となるべき保護者の支援。複雑な課題を整理し、保護者はもちろん、関係先に必要な提言を行なうこと。
- 子どもネット研
 - これまではリスク啓発を優先させ、広く「遊び場」としてのコミュニティサイトや、ネットデビューのあり方についての課題整理と関係者向けの提言を実施。今後は適切な活用の支援部分も。
- 保護者フィルタリング研
 - 「子どもネット研」の活動で得られた知見を前提に、さらに深掘り。
 - 特にフィルタリングという具体策（機能・サービス）に焦点を合わせ、課題の整理と関係者向け提言（利用・提供方法）を行ないたい。

付録1：第一期提案モデル概要

	「誘い出し」につながるダイレクトコンタクト機能面での配慮	「好ましくないサイトへの誘導」につながる機能面での配慮	「長時間利用」につながるサイトへのアクセス促進機能面での配慮
レベル1 (最低限)	利用者検索機能の制限、特定プロフィール公開範囲の非公開	広告掲載基準や、リンク先についての利用規約内容を公開	適切な範囲での会員加入促進施策運営
レベル2 (中程度)	利用者間の未承認コンタクトを制限	より厳しい広告掲載基準の明示	コンタクト通知機能の時間帯等を利用者が選択可能
レベル3 (中程度)	書込みや投稿内容を事後的に監視・削除対応	書き込まれるリンクについての事後的な監視・削除対応	広告メール送信時間帯や頻度の抑制的な運営
レベル4 (望ましい)	書込みや投稿内容を公開前に把握・非公開対応	書き込まれるリンクについての公開前把握・非公開対応	コンタクト通知機能をオフにする方法の明示
レベル5 (最高水準)	書込みや投稿内容への教育的施策	広告掲載やリンク書込みが無い	書込み関連機能の夜間時間帯利用制限

次の段階に進むために必要な力

モラル・コミュニケーション能力面で必要な力

知識・スキル面で必要な力

1. 約束や決まりを守ることができる
2. 危険なことに出会ったら大人に相談できる

3. インターネット上には危険なウェブサイトや誤った情報が存在することを知っている
4. 個人情報の大切さ、他人に漏らしてはいけないことを知っている

5. 相手や目的に応じて、適切に文章を書くことができる
6. 他人を思いやり、相手の気持ちを考えた行動ができる
7. 健康や学習を優先し、節度のある使い方ができる

8. メールなどインターネット上での情報発信は、書いた内容の記録が必ず残ることを知っている
9. 情報が正しいかどうかを調べて、信憑性を確認することができる

10. 礼儀の意義を理解し、時と場合に応じた適切な言動や文章表現ができる
11. よく考えて行動し、自分の行為に責任を持つことができる
12. コミュニケーショントラブルが生じた場合には、客観的に自分と相手の状況を判断し、冷静に行動できる

13. インターネット上のコミュニケーションは、対面の場合に比べて情報が制限されるので誤解やトラブルが生じやすいことを知っている
14. インターネット上に書き込むことは、世界中に情報を公開することだと知っている
15. インターネットを利用する上で必要な基本的な法律やルールを知っている

16. 契約の内容を正確に把握し、適切に行動することができる
17. 情報社会の一員としての自覚を持ち、責任ある行動ができる

18. インターネットの特性(公開性・記録性・信憑性・公共性・侵入可能性)について理解している
19. トラブルを事前に予測し、できるだけ回避するための工夫ができる

1. 体験期

2. 初歩的利用期

3. 利用開始期

4. 習熟期

家庭の状況、子どもの能力や意志に応じて、自室へのパソコン持ち込みも認める

リビングルームなど
在宅している保護者の目の届くところでの利用

保護者が隣で見守る

フィルタリング付き(ブラックリスト)での閲覧利用を認める

不特定とのメール含む
発信的利用を認める

意見交換や
オンライン交流を認める

サイト閲覧を認める

メールの利用を認める

自分の管理する
ページでの発信を認める(プロフ・ホームページ)

不特定多数
の場での意見交換を認める
(掲示板)

同期的対
話利用を認める
(チャット)

オンライン
交流を認める
(SNS)

ネットでの買い
物を体験する

携帯電話による
インターネット利用

パソコンによる
インターネット利用

フィルタリング
サービスの利用

